

福島復興再生特措法に基づく 生活環境整備事業の開始について

今般、福島復興再生特措法に基づく生活環境整備事業を開始します。

1. 事業の概要

生活環境整備事業は、避難解除区域、避難解除準備区域において、住民の生活環境の改善に資するため、長期の避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復するものです。（別紙参照）

2. 事業の開始

最初に要請のあった檜葉町について、8月10日より以下の事業を開始します。

（事業内容）

○清掃事業

- ・長期間放置されていた町庁舎、地区集会所（28カ所）、公衆トイレ、学校体育館を清掃。

○除草事業

- ・主要幹線道路や生活道路を中心に除草作業を実施。

○その他

- ・町内の公共施設に仮設トイレを設置 等

その他の市町村についても、順次事業を実施していく予定です。

福島避難解除等区域生活環境整備事業の概要

1. 対象区域

- (1) 旧緊急時避難準備区域
- (2) 本年3月末以降、避難指示解除準備区域に指定された区域又は避難指示が解除された区域

2. 対象施設

(1) 公共の用に供する施設等

〔例〕

学校、上下水道、医療施設、社会教育施設(公民館、図書館、体育館、博物館等)、社会福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等)、廃棄物処理施設、河川、道路、消防施設、路線バス、市町村庁舎 等

(2) 住民に対し生活必需品・役務を提供する施設

〔例〕

薬局、商店、スーパー、ガソリンスタンド、タクシー営業所等

3. 対象となる行為

(1) 清掃等

- ① 施設の現状調査、点検・試験運転
- ② 清掃、除草
- ③ 軽微な修理・修繕(消耗品の交換を含む)

(2) 当該施設の公共・公益的機能を回復させ住民帰還を促進させるために必要な行為

〔例〕

- ・スクールバス・通院バスの運行経費(燃料費、運転手賃金、車両保険料等)
- ・医師、看護師、介護士等の募集費用・研修費
- ・学校、地元企業再開に必要な職員等の応急的な住居確保・整備 等

4. 事業の流れ

